

財務省令第四十二号

関税込率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）及び関税込率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第二百号）の施行等に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年五月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第一条 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九四号の次に次の三号を加える。

九四の二 関税法第六十九条の十第一項の規定による申立書の提出

九四の三	関税法第六十九条の十第四項の規定による点検の申請
九四の四	関税法第六十九条の十二第五項の規定による届出書の提出

別表第一第一二二三号の次に次の五号を加える。

一二三の二	関税法施行令第六十二条の十一第一項の規定による証拠を提出する旨を記載した書面の提出
一二三の三	関税法施行令第六十二条の十六第四項の規定による確認の申請書の提出
一二三の四	関税法施行令第六十二条の十七第一項の規定による申立書の提出
一二三の五	関税法施行令第六十二条の十八第一項の規定により承認を受けたい旨を記載した書面の提出
一二三の六	関税法施行令第六十二条の十八第二項の規定により承認を受けたい旨等を記載した書面の提出

別表第一第一五九号から第一六一号までを次のように改める。

一五九	削除
一六〇	削除
一六一	削除

別表第一第一九五号から第一九九号までを次のように改める。

一九五	削除
一九六	削除
一九七	削除
一九八	削除
一九九	削除

第二条 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次のように改正する。

別表第一第二三四号の二の次に次の一号を加える。

二二四の三	経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十八年第九十五号）第二条第一項ただし書に規定する提出の猶予の申請
-------	--

附 則

この省令は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令の施行の日から施行する。